

男女府第1065号
平成25年4月12日

各消費生活協同組合 代表者 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長
(公 印 省 略)

消費生活協同組合施行規則の一部を改正する省令及び
消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の
一部を改正する告示について (通知)

標記について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。
本通知の主旨、内容等にご留意の上、組合の円滑な運営に努められますよう、お願いしま
す。

※本通知文書については下記ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.osaka.jp/danjo/seikyou/>

担 当：大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ 佐々木 電 話：06-6210-9267 FAX：06-6210-9322
--